

第 8 9 号議案

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

被保険者間の保険料負担の均衡を図るため、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条の6中「470,000円」を「500,000円」に改める。

第13条の6の10中「120,000円」を「130,000円」に改める。

第17条第1項中「470,000円」を「500,000円」に改め、同条第4項中「470,000円」を「500,000円」に、「120,000円」を「130,000円」に改め、同条第5項中「470,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は、平成23年度分以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

被保険者間の保険料負担の均衡を図るため、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 基礎賦課額の限度額を500,000円（現行470,000円）とする。
（第13条の6関係）
- (2) 後期高齢者支援金等賦課額の限度額を130,000円（現行120,000円）とする。（第13条の6の10関係）
- (3) その他関係条文の整理

3 施行期日等

- (1) 平成23年4月1日
- (2) 改正後の規定は、平成23年度分以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。